⑰　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⑱　詳細は入札説明書による
6　Summary
(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Atsushi Fukasawa Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
(2)　Classification of the services to be procured : 41
(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Kenou Expressway Misaka viaduct.
(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 9 May 2014.
(5)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 7 July 2014 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 7 July 2014).
(6)　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

○第２号

1　工事概要
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名　中部横断自動車道上野橋上部工事（電子入札対象案件）
(3)　工事場所　長野県南佐久郡佐久穂町大字畑地先
(4)　工事内容　上野橋　ＰＣ４径間連続ラーメン箱桁橋　橋長　Ｌ＝292m　支間長　Ｌ＝59.5m＋２@85.0m＋59.5m　幅員　10.5m　コンクリート　約2,980㎥　鉄筋　約604ｔ　ＰＣ鋼材　約127ｔ　架設工　１式　支承工　１式　橋梁付属物工　１式　橋台工　１式　コンクリート　約110㎥　鉄筋　約15ｔ　橋脚工　１式　コンクリート　約340㎥　鉄筋　約175ｔ　支保工　１式　仮橋・仮桟橋撤去工　１式　仮設工　１式
(5)　工期　契約締結の翌日から平成28年３月25日まで。
(6)　使用する主要な資機材　コンクリート　約3,430㎥、鉄筋　約794ｔ
(7)～(12)　第１号１(7)～(12)に同じ。
(13)　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は長野国道事務所のホームページにより公表する。
(14)　本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。
　本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。
　ただし、契約締結日により工期が180日以下となる工事は、本項の試行対象工事としない。
(15)～(19)　第１号１(15)～(19)に同じ。
2　競争参加資格
(1)　第１号２(1)①に同じ。
(2)　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
(3)　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
(4)　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
(ｱ)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
(ｲ)　橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋であること。
(ｳ)　最大支間長が、60m以上であること。
(ｴ)　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。
　ただし、上記(ｱ)～(ｴ)は同一工事であること。
　なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は元請けとして完成・引渡が完了した、上記(ｱ)、(ｲ)の施工実績を有すること。ただし、上記(ｱ)、(ｲ)は同一工事であること。
　また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
(5)　第１号２(1)⑤に同じ。
(6)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
　複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　第１号２(2)①に同じ。
②　１人の者が、平成11年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記(4)に掲げる工事の経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
　なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
　ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
　また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
③　第１号２(2)③に同じ。
(7)及び(8)　第１号２(1)⑥及び⑦に同じ。
(9)　第１号２(3)に同じ。
(10)　第１号２(1)⑧に同じ。
3　総合評価に関する事項
(1)　落札方式
①及び②　第１号３(1)①及び②に同じ。
(2)　総合評価の方法
①　第１号３(2)①に同じ。
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ｱ)、(ｲ)のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(ｳ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。